

「廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業」に対する、よくある質問
《ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします》

電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備又はこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業

1. 交付の対象について

Q 1 蓄電設備を屋外に設置する場合、関連する工事（設備及び据付工事以外の基礎を含む建築土木工事等）はどこまでを対象範囲とし補助対象経費に計上してもよろしいですか。また、設置場所についての制限はありますか。

A 1 設置場所の制限は基本的には設けていませんが、今後の運営やメンテナンス等を考慮したうえで、最も効果的な場所を選定してください。その際に、必要となる最低限度の土木建築工事は対象とする予定です。

Q 2 近隣需要施設への自営線等の送電設備の対象範囲はどこまでを見込んでよろしいのでしょうか。

A 2 費用対効果や電気事業法を考慮した場合に、一定の範囲に限られてくるのではないかと考えます。

設備の範囲については、エネルギー供給元の設備改修部分から電力需要設備までを範囲として考えています。

Q 3 蓄電設備の対象範囲は構内電気設備改修も必要となりますが、いずれの範囲までを含めてよいのでしょうか。

A 3 蓄電池に対する充電設備を範囲に含めて考えていることから、エネルギー供給設備側の電気設備改修部分からを範囲として考えています。

Q 4 電気供給会社への逆送電を行うための設備、及び設備改修は対象となりますか。

A 4 廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給することを事前に需給者間で取り決めていることが前提となりますが、必要な設備改修は対象と考えています。

Q 5 EV収集車用蓄電池への充電設備や蓄電設備までの電源供給設備等も必要ですが、対象の範囲はどこまででしょうか。

A 5 従来の電気設備の改修から、充電設備までの送電設備も含むと考えています。

Q 6 バッテリーの減価償却期間の設定はメーカーの使用期間で試算すればよろしいでしょうか。

A 6 減価償却資産の耐用年数等に関する省令をはじめ、メーカーが作成する蓄電池への充電回数に応じた蓄電池寿命等が示されると考えておりますので、それらを参考に算出願います。

Q 7 電気需要設備の高圧設備は対象と考えているが、設備照明である電灯設備は対象となるのか。

A 7 電気需要設備としては、「自営線、受変電設備、付属設備」が対象とされており、配電設備以降は低圧電灯盤も含め、対象外です。なお、付属設備とは、自営線、受変電設備に必要な設備を想定しています。

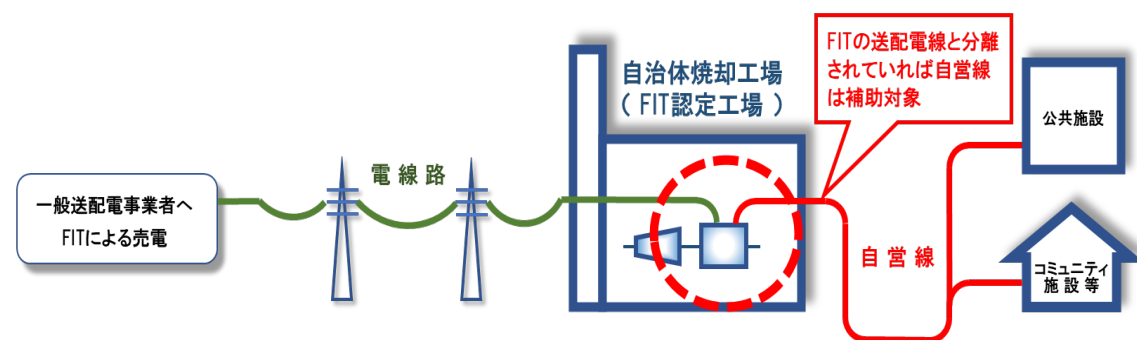
Q 8 FIT 認定を受けている施設においては補助対象とならないのか。当該補助金を活用する場合は FIT 売電を止める必要があるのか。電力の利活用を行った残りの余剰電力は FIT 売電を行ってもよいのか。

A 8 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル Q&A 集 Q4-3 の回答のとおりです。廃棄物エネルギー地域活用設備のうち電線・変圧器について申請する場合には FIT 制度は適用できません。

現在FIT 制度を活用している施設が電線・変圧器について補助申請する場合にはFIT 事業廃止届を提出する必要があります。また、過去に循環型社会形成推進交付金で施設整備を行った事業についても同様です。なお、EV収集車、熱導管についてのみを対象とする事業として交付申請する場合にはFIT 制度の適用有無は問いません。

蓄電池を対象とする場合、FIT 制度は適用できず、補助申請する場合は FIT 事業廃止届を提出する必要があります。

FIT認定を受けている施設からの発電電力の利活用においても補助対象となる例を以下に示します



Q 9 FIT 認定を受けないで売電中であるが、これまで売電を実施していた電力の一部を隣接スポーツ施設に給電したいと考えている。その場合対象となるか。

A 9 廃棄物処理施設からの売電力を隣接施設の利用に切り替えた場合、CO2 が削減されたことを説明できる場合は補助対象として取扱えます。

2. 応募について

Q10 応募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけるでしょうか。

A10 受理できません。

Q11 二次公募に応募したいと考えていますが、実施される予定でしょうか。

A11 二次公募は一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。

Q12 交付決定前に事業に着手してもよろしいでしょうか。

A12 補助対象部分は交付決定前に契約することはできません。

Q13 補助対象となる事業とは、どこまでの実施段階を指すのでしょうか。契約のみの場合でも対象となるのでしょうか。

A13 契約行為のみを行う場合は交付対象とはなりません。実際に設備や機器の購入及び設置等を実施し、工事を予定年度内に完了させる必要があります。

Q14 何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。

A14 交付規程第8条第五号を参照ください。なお、何らかの事情で事業計画に変更が生じる場合は、予め技管協に相談下さい。

○ 第8条第五号（要約） 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を技官協に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りではない。

3. その他

Q15 地域循環共生や地域エネルギーセンターに資するような取り組みや事業であることを具体的に説明する必要があるのか。

現在、改良事業も検討を進めているが、その事業の中にもそのような点を含める必要があるのか。

A15 エネルギー効率、CO2削減率の要件を求めていますので、それらの要件を満足する必要があります。

Q16 申請書類の審査という表現があるが、これはセレクションということなのか、条件を満たしていることの確認ということかどちらなのか。

A16 優れている案件から順に採択する予定ですが、申請条件を満たしていることの確認も行います。

Q17 交付金を受けて改良事業を契約し工事を進めているが、契約済工事の中に、この補助金事業に該当可能なエネルギー利活用に係る工事を含めて契約している。

しかし、現時点で申請しようと考えている設備の工事は未着手であるため、交付条件で求めている、交付決定前未契約を「交付決定前未着手」と読み替えて対象事業と判断してもよいか。

A17 環境省所管の補助金等に係る事務処理手引きの(3)経理処理のポイントに、原則、交付決定日以降に発生（発注）したものとの記載もあるように、交付決定の前に契約を行ったものは交付申請できません。